

都立北療医療センター城南分園プール開放実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北療育医療センター城南分園のプール（その付属設備を含む。以下同じ。）を業務上支障のない範囲で開放し、地域心身障害児に遊泳の場として提供するために必要な事項を定めることを目的とする。

(開放期間及び開放時間)

第2条 分園長は、毎年度4月から翌年3月までの期間内で開放期間及び開放時間を定める。

2 分園長は、分園行事等に使用するため開放に支障があると認める場合には、開放を中止、又はその日程を変更することができる。

(利用者)

第3条 プール開放は、原則として団体又はグループ（以下「団体」という。）のみとする。

2 利用できる団体は、次の各号に該当する団体で、あらかじめ分園長にプール開放利用団体登録申請書（第1号様式）により申請し、登録を受けた団体とする。

- 一 構成員が障害者中心の団体であること。
- 二 代表者が明確にされており、かつ、対外的責任体制が確立されていること。

但し、未成年者は代表者になることができない。

(利用手続)

第4条 利用しようとする団体は、代表者を通じて、利用を希望する日の前々月の15日から月末（月末が土曜、日曜、祝日の場合はその前日）までに、プール開放団体利用申請書兼承認書（第2号様式）を分園長に提出し、あらかじめ承認を得ること。ただし、別途定めがある場合はそれに従うこと。

2 分園長は前項による申請があった場合、施設利用の可否を決定し、その結果を利用予定日の前月月初めに団体の代表者に通知し、承認する場合はプール開放団体利用申請書兼承認書（第2号様式）を交付する。

なお、利用希望が重なった場合は、利用回数等を勘案し、公平を期して城南分園で利用団体を決定する。

3 利用団体は、利用当日、前項による承認書を利用の際、受付に提出すること。

4 利用を承認された団体と、その他の団体で話し合い、合同利用することは、差し支えない。なお、合同で利用する場合は、事前に城南分園に連絡し、城南分園プール利用簿（第5号様式）への記載は、利用実績が確認できるよう団体名、利用人数等を記入する。

(利用料)

第5条 利用料は無料とする。但し、個人の用具は利用者及び利用団体が持参するものとする。

(利用の禁止)

第6条 伝染病疾患、心臓疾患及び皮膚病等で遊泳不適當な者、医師から遊泳を禁止されている者ならび酒気を帯びた者は利用することができない。

(利用者及び利用者団体の義務)

第7条 利用者は、分園において別に定めるプール開放のご案内等の城南分園の指示事項を守ること。

- 2 利用団体は、施設利用にあたり善良な管理者としての義務を負い、この義務を怠った場合は、第3条第2項の登録を取り消されることがある。

(事故の責任)

第8条 事故の責任は、利用者及び利用団体が負う。但し、分園の責に帰すべき事由のある場合は、この限りでない。

(事故の処理)

第9条 事故が発生した場合は直ちに応急処置をとり、利用団体はすみやかに事故報告書(第4号様式)により分園長に報告する。

(損害賠償責任)

第10条 利用者及び利用団体は、開放施設・設備に損害を与えた場合、損害賠償の責任を負うものとする。

付則 平成7年6月28日 7北療南第171号 分園長決定

この要綱は平成7年7月1日から施行する。

付則 平成24年2月27日 23北療南第689号 分園長決定

この要綱は平成24年3月1日から施行する。

付則 令和4年6月10日 4北療南第329号 分園長決定

この要綱は令和4年6月10日から施行する。